

議案第 5 2 号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例制定について
甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員給与条例（昭和 2 8 年 1 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「次項」を「第 4 項」に改め、同項第 2 号中「のうち四輪の自動車を使用する職員」を削り、「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、6 6, 4 0 0 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて教育委員会が」に改め、同号アからケまでを削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「第 1 号に定める額及び第 2 号又は前号に定める額の合計額」を「前 2 号に定める額」に改め、「第 2 号若しくは」を削り、同号を同項第 3 号とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として教育委員会が定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 3 号」を「前項第 1 号」に、「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会の定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 7 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第19条第1項第2号又は第3号に該当する職員（通勤のため4輪の自動車を使用することを常例とする職員に限る。）のうち、同条第2項第2号若しくは第3号又は同条第3項第2号の規定に基づき支給される通勤手当の額（以下この項において「新支給額」という。）が、この条例による改正前の甲府市学校職員給与条例第19条第2項第2号又は第4号の規定を適用した場合に支給されることとなる通勤手当の額（以下この項において「旧支給額」という。）に達しないものの通勤手当の額は、改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、改正後の条例第19条第2項及び第3項に定める額に、旧支給額と新支給額との差額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

3 前項の規定が適用される職員に対する改正後の条例第19条第4項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額並びに甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和8年3月条例第 号）附則第2項に規定する2分の1に相当する額」と、「前2項」とあるのは「前2項及び同条例附則第2項」とする。

(教育委員会への委任)

4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、駐車場等に係る通勤手当に関する所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。